

関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C-9340）

(1) 申請先税関長

申請先の税関名を○で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む）

(2) 「**輸出入者符号**」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 に規定する符号を記載する。

(3) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第 67 条の 8 第 2 項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第 94 条第 3 項」の文字をそれぞれ○で囲む。

(4) 「**1 所轄外税関長を経由して提出する理由**」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。

(5) 「**2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称**」の各欄

イ 「**帳簿書類の種類名称**」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。

ロ 「**当初の承認を受けた年月日等**」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。

ハ 「**保存方法**」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COM による保存の場合は「COM」の、スキヤナによる保存の場合には「スキヤナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。

ニ 「**保存場所**」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。

(6) 「**3 変更しようとする事項及び変更の内容**」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載する。

(7) 「**4 その他参考となる事項**」欄には、システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存することとした場合、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の書類及び残りの保存期間を記載する。

また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項（帳簿の場合）又は第 4 条第 2 項若しくは第 3 項・第 5 条第 2 項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第 7 条第 2 項の届出の状況等を記載する。